

**尼崎市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業
公募型プロポーザル募集要領**

1 趣旨

本事業は、認知症の人が日常生活における偶然な事故によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に、これを補償する個人賠償責任保険（以下、「保険」という。）について、本市が契約者となり保険加入することで、認知症の人及びその家族が地域で安心して生活し、外出することができる環境を整備するために実施する保険事業である。

この要領は、保険事業の運営に係る受託者を選定するためのプロポーザルの実施に関して必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

尼崎市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

(2) 業務の内容

別添「尼崎市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業仕様書（以下、「仕様書」という。）」の内容に基づき業務を実施するものとする。

(3) 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

ただし、令和 7 年度の関係予算が市議会において承認されなかった場合はこの限りではない。また、本市が業務遂行について特段の支障がないと判断し、かつ、翌年度の関係予算が市議会において承認された場合に限り、引き続き令和 11 年度（令和 12 年 3 月 31 日）まで、単年度ごとに契約を締結（継続）する。

(4) 提案上限額等

① 契約金額：1,863,000 円を上限とする。

② 保険加入見込人数としては、1,150 人を見積もること。

③ なお、提案にあたっては保険単価に②の見込人数を乗じた金額を見積額として提示すること。

※ 保険加入見込人数はあくまで募集時点での推定値であり、上記人数の加入を保証するものではなく、若干の増減の可能性はある。

※ 保険料単価については、原則、令和 8 年度以降も今回の提案金額を継続するものとする。

※ 令和 8 年度以降に、想定を上回る保険加入者が生じた場合には、追加の予算要求を行うことを検討している。ただしその場合も、市議会の議決を得て成立した金額を上限とする。

（参考）保険事業の加入者数

（単位：人）

令和 3 年度末	令和 4 年度末	令和 5 年度末	令和 6 年度末（見込）
685	710	728	918
（新規 316 途中脱退 196）	（新規 271、途中脱退 246）	（新規 226、途中脱退 208）	（新規一、途中脱退一）

(5) 支払方法

- ① 本事業開始時に対象者の保険期間の保険料を一括で支払う。期間途中に対象者の追加、脱退が生じた場合は、保険期間終了後に精算することとする。
- ② 対象者が中途脱退することにより保険解約となった場合は、当該対象者の残りの保険期間に相当する保険料を精算時に月割で返還することとする。
- ③ 上記①、②を原則とするが、双方協議の上、別の方式による支払い及び精算も可とする。

3 参加資格要件

- (1) 仕様書に定める業務について業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること。
- (2) 個人情報保護法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）、尼崎市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 5 年尼崎市条例第 9 号）、尼崎市情報セキュリティ対策基準その他の個人情報の保護及び情報セキュリティに関する関係法令（尼崎市の条例等を含む。）及び仕様書等の定めを遵守すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 本市から指名停止措置（入札参加停止措置）を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 13 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。）もしくは暴力団密接関係者（同条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者をいう。）に該当しないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる団体ではないこと。
- (8) 特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (9) 宗教や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (10) 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税、県税、市民税等を滞納している団体ではないこと、かつ代表者がこれらの税金を滞納している団体ではないこと、個人においてもこれらの税金を滞納していないこと。

4 応募者の失格

応募者が次の事項に該当すると本市が判断した場合は失格とする。ただし、本市がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

- (1) 本要領を遵守しない場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合。
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
- (4) 応募資格を欠いていることが判明した場合。

- (5) その他応募者の失格事項に相当するものと、本市が判断した場合。

5 プロポーザルの全体日程

項 目	日 程
募集要領の公表	令和 6 年 10 月 1 日（火）
質問の受付	令和 6 年 10 月 7 日（月）・午後 5 時まで 電子メールの件名に「プロポーザル質問 ○○○（法人名）」と入力の上、所定の質問票に記入の上、送付すること。
質問の回答	令和 6 年 10 月 15 日（火）までに本市ホームページ上（本要領を掲載している画面と同一画面上）に掲載する。
企画提案書等応募書類受付	令和 6 年 10 月 21 日（月）～10 月 25 日（金） <u>午前 9 時～午後 5 時までの間に、必ず事前予約の上、</u> <u>尼崎市役所本庁北館 3 階の包括支援担当まで持参する</u> <u>こと。</u>
企画提案内容説明 （プレゼンテーション）	令和 6 年 11 月 12 日（火） 1 法人 20 分間の企画提案内容の説明を実施後、20 分程度の質疑応答を実施する。
選定結果通知	令和 6 年 11 月 29 日（金）までに、すべての応募者へ選定結果を通知する。

※応募多数の場合は書類選考を行う場合もある。

6 当該公募に関する質問の受付

(1) 質問の受付期限

令和 6 年 10 月 7 日（月）午後 5 時

(2) 質問方法

本要領「1.1 連絡先及び提出先」に記載している電子メールアドレス宛に件名は「プロポーザル質問 ○○○（法人名）」と入力の上、質問票（様式 5 号）を提出すること（来庁、電話等による受付は行わない）。

(3) 回答

質問に対する回答は、質問内容と合わせて、質問者名等をふせて本市のホームページ（本要領を掲載している画面と同一画面上）にて公表する。

※原則、令和 6 年 10 月 15 日（火）までに回答する。

(4) 留意事項

審査基準等に関する質問は一切受け付けない。なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要とする。

7 企画提案書等応募書類（様式等）

必ず前日までに事前予約の上、令和6年10月21日（月）～10月25日（金）の午前9時～午後5時までの間に、尼崎市役所本庁北館3階の包括支援担当へ持参すること。なお、企画提案書等応募書類は下記の通り。

(1) 企画提案申込書（様式1号）

(2) 企画提案書（任意様式） ※ 既存のパンフレット等を用いることも可とする。

- ① 仕様書を踏まえ、保険の内容について詳細を記載すること。
- ② 別添の「審査項目及び評価の視点」に留意し作成すること。特に企画提案書は、「審査項目」として掲げる「本事業の遂行に係る体制」および「事業効果を高める提案」、「認知症への理解」、「保険会社の実績」を評価できる資料となるよう考慮すること。
- ③ 本事業の一連の運用について、本市との役割分担・事務分担等が明確になるように、フロー図等で明示すること。
- ④ プレゼンテーション当日に使用する資料（パワーポイント資料等）についても、企画提案書等応募書類と併せて提出すること。

(3) 見積書（様式2号）

「2 業務の概要」に記載する提案上限額以下の金額で提示すること。

※ 本様式の内容が充足されていれば、任意の様式も可とする。

(4) 会社概要（任意様式） ※ 既存のパンフレット等を用いることも可とする。

- ① 法人の経歴や事業概要を明記すること。
- ② 同種の保険業務等の実績がわかる資料を添付すること。
- ③ P（プライバシー）マーク又は ISMS 認証等の取得を確認できる資料を添付すること。

(5) 商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）

直近3か月以内に発行したものに限る。

なお、契約等の行為を行う者を会社の代表者からそれ以外の者（代理店など）に委任する場合、契約後に当該受任者にも提出を求める予定としている。

(6) 参加資格確認書（様式3号）

(7) 上記(1)～(6)について、それぞれインデックスをつけたうえ1つに綴じ、10部（正本1部、複本9部）を提出するものとする。

(8) 辞退届（様式4号）

企画提案申込書等応募書類提出後、応募事業者の諸般の事情により辞退する場合は、理由を添えて「辞退届」を提出すること。

8 企画提案書等応募書類の取り扱い等について

- (1) 提出された企画提案書等応募書類等は、一切返却しない。
- (2) 提出された企画提案書等応募書類は、提出期日を過ぎてからの訂正や差し替えを一切認めない。
- (3) 選定された法人の企画提案書等応募書類は、公開の対象とする。選定されなかった法人の企画提案書等応募書類は、法人名をはじめ原則、非公開とする。ただし、本市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。

- (4) この募集に伴い、プロポーザル応募に要した法人の費用負担に対して、本市は一切補償しない。

9 選定方法及び審査基準

(1) 選定方法

- ① 審査は本市職員で組織する選定会議において、企画提案書等応募書類、プレゼンテーション及び質疑応答の内容を総合的に評価し選定する。
- ② 審査基準に基づき各選定委員が採点を行い、評価点数の総合計が最高得点の応募者を契約候補者として選定する。
- ③ 地域経済活性化の観点から、市内業者（尼崎市内に本社や本店の主たる事務所を有している事業者）、または、準市内業者（尼崎市内に支店や営業所等を有し、人員を配置し、事業活動を行っている事業者）、または、事業実施に際して、市内在住者の雇用を行う提案があった場合は、本市が定める割合で一定の加点を行う。（企画提案申込書において、申告を行うこと。）
- ④ 応募者が 1 社の場合であっても、選定会議を行うものとし、審査の結果、提案内容が基準を満たしていると認められた場合には、その応募者を契約候補者として選定する。なお、業務の資質確保のため、選定において別に定める最低基準を満たさなかった場合は契約候補者の対象外とする。
- ⑤ プレゼンテーションの実施後、本市が必要と認めたときは、提案書の内容について説明や資料の提出を求める場合がある。

(2) プレゼンテーション及び質疑応答の実施

① 実施場所及び日時

令和 6 年 11 月 12 日（火）に尼崎市役所内（関連施設を含む）で実施することとし、詳細は改めて電子メールにて通知する。

② 実施時間

1 社につき 40 分程度を予定しており、応募者からの 20 分間の企画提案内容の説明を実施後、20 分程度の質疑応答を行う予定としている。

③ プレゼンテーションの方法

事前に提出した企画提案書に基づき説明を行うこととし、プレゼンテーション当日に使用する資料（パワーポイント資料等）も含め、事前提出以降、新たな資料の提出・使用は不可とする。また、パワーポイントでの説明等プロジェクターの使用を希望する場合は、必ず企画提案書等応募書類受付時に申し出ること。

④ 出席者

プレゼンテーション会場への入室は 5 人以内とする。なお、契約等の行為を行う者を法人の代表者からそれ以外の者（代理店など）に委任する場合、当該受任者からの出席も可とする。

⑤ その他

プレゼンテーションにおける当日説明及び質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱う。

(3) 審査基準

別添「審査項目及び評価の視点」に基づいて審査を行う。

(4) 審査結果

文書にて通知する。なお、審査経過については公表しない。また、審査結果についての異議申し立てについては受け付けない。

10 契約の締結

- (1) 選定後、契約候補者は本市と契約に必要な事項を協議した後、契約を締結する。
- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。

なお、業務の資質確保のため、選定において別に定める最低基準を満たさなかった場合は契約候補者の対象外とする。

- ① 契約候補者が契約の締結を辞退したとき。
 - ② 契約締結時まで上記3の応募資格を欠いていることが判明したとき。
 - ③ 契約締結時まで上記4の応募者の失格の要件に該当していることが判明したとき。
 - ④ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき。
 - ⑤ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合。
- (3) 契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。
 - (4) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼することとするが、契約候補者は提案時の見積金額を基に提出することとする。

11 連絡先及び提出先

〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23番1号（北館3階）
尼崎市 福祉局 福祉部 包括支援担当 （担当：田中・小寺）
TEL：06-6489-6356 FAX：06-6489-6528
E-Mail：ama-koureikaigo@city.amagasaki.hyogo.jp

以 上